

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方名によって患者さんに提供しやすいよう、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで、供給不足お薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

例：ロキソニン（商品名） ロキソプロフェン（一般名）

- ・全ての医薬品が一般名の場合・・・一般名処方加算1 10点
- ・1品でも一般名が含まれている場合・・・一般名処方加算2 8点

ご不明な点がございましたら、気軽にご相談ください。